

# 香川県立保健医療大学聴講生規程

平成16年4月2日

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学学則（香川県立保健医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第20条に基づき準用する場合を含む。以下「学則」という。）第42条第2項の規定に基づき、香川県立保健医療大学（以下「本学」という。）の聴講生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学時期)

第2条 聴講生の入学の時期は、原則として学期の始めとする。

(入学資格)

第3条 本学の学部聴講生として入学することができる者は、学則第8条に規定する入学資格を有する者とする。

2 本学大学院に聴講生として入学することができる者は、大学院学則第7条に規定する入学資格を有する者とする。

(出願手続)

第4条 本学に聴講生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、聴講生入学願書に次に掲げる書類を添えて、学長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 最終出身学校の卒業証明書
- (3) 健康診断書
- (4) その他学長が必要と認める書類

(入学許可)

第5条 入学志願者に対しては、学部にあつては教授会、大学院にあつては研究科委員会の議を経て、学長が入学を許可する。

(入学手続等)

第6条 前条の規定により入学を許可された者は、所定の期日までに、学長が別に定める書類を提出しなければならない。

(授業料)

第7条 聴講生は、所定の期日までに、授業料を納付しなければならない。

2 既納の授業料は、原則として返還しない。

(聴講期間)

第8条 聴講生の聴講期間は、1年以内とする。ただし、学長が特別の事情があると認めるときは、その期間を延長することができる。

(許可の取消し)

第9条 学長は、聴講生がこの規程に違反したとき、又は疾病その他の理由により聴講科目を履修する見込みがないと認められるときは、入学の許可を取り消すことができる。

(準用)

第10条 学則、大学院学則その他の本学の諸規程中学生に関する規定は、聴講生に準用する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、聴講生に関し必要な事項は、学部にあつては教授会、大学院にあつては研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。